

## 行田市市民公益活動推進委員会の委員を募集します

市では、市民、NPOおよび地域活動団体がさまざまな分野で行う市民公益活動を支援し、協働のまちづくりを推進するための組織として「行田市市民公益活動推進委員会」があります。

市民の皆さんの活動がさらに広がるよう、さまざまな取り組みを行うための委員を募集します。委員になって、一緒に市民公益活動を盛り上げてみませんか。

### ▶募集委員

- ①公募市民選出委員(応募日現在、市民公益活動を行う団体に所属していない方)
- ②市民公益活動団体選出委員(NPO法人、行田市市民公益活動登録団体に所属している方。ただし、同一の団体からは1人のみ選出)※団体に所属している方は公募市民枠では応募できません。

- ▶応募資格 ①②とも次の要件を全て満たす方
  - ・市内在住・在勤・在学中で、平成27年7月1日現在満18歳以上の方
  - ・平日の昼・夜間、休日に開催する会議(約2時間)

に出席し、意見の発言ができる方※平成25年度は7回、平成26年度は4回会議を開催

- ・委員会が主体となって行うイベントに参加するなど、一緒に活動ができる方
- ・応募日現在、既に本市の他の附属機関の委員でない方
- ・市議会議員および市職員でない方

- ▶募集人数 ①5人②10人
- ▶任期 委嘱した日から2年間
- ▶応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、募集枠(①または②)、市民公益活動に関する考え(400字程度)を記入した書類(様式自由)を7月31日(金)までに持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市地域づくり支援課【FAX】556-3083【Eメール】chiikizukuri@city.gyoda.lg.jp
- ▶選考方法 書類審査の上決定し、結果は応募者全員にお知らせします。
- ▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)

## 第65回 「社会を明るくする運動」 行田地区大会

- ▶日時 7月18日(土)午後1時30分～4時
- ▶場所 「みらい」文化ホール
- ▶内容
  - 【第1部】大会セレモニー
  - 【第2部】笹島千代子さん(青少年育成アドバイザー)による講演「子供たちの幸せを願って」、忍中学校吹奏楽部による演奏
- ▶入場料 無料
- ▶主催 「社会を明るくする運動」行田地区推進委員会
- ▶その他 午前9時～正午、中央公民館第3学習室(「みらい」内)で、保護司会・更生保護女性会が犯罪や非行に関する相談を受け付けます。
- ▶問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当(内線285)



## 行田市情報公開・個人情報保護運営審議会の委員を募集します

「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会」は、情報公開・個人情報保護制度の運営状況や重要事項の調査審議を行い、両制度の適正で円滑な運営を行うために設置されています。そこで、市民の皆さんに市の情報公開・個人情報保護制度のあり方を検討いただくとともに、制度への意見を取り入れるため、次のとおり委員を募集します。

- ▶応募資格 次の要件を全て満たす方
  - ・市内在住・在勤・在学中で、平成27年7月1日現在満18歳以上(高校生を除く)の方
  - ・情報公開・個人情報保護制度に関心があり、平日昼間に開催する会議に出席できる方
  - ・応募日現在、他の附属機関の委員になっていない方
  - ・市議会議員および市職員でない方
- ▶募集人数 2人
- ▶任期 2年(平成27年10月1日～平成29年9月30日)
- ▶応募方法 市政情報コーナーで配布している「行田市情報公開・個人情報保護運営審議会委員応募用紙」(市ホームページダウンロード可)に必要事項を記入の上、7月24日(金)(必着)までに持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市総務課【Eメール】somu@city.gyoda.lg.jp
- ▶選考方法 応募動機などを参考に選考し、結果は応募者全員にお知らせします。
- ▶問い合わせ 同課文書管理担当(内線218)

## 通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が軽減されます

### 国民健康保険被保険者証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している70歳未満の方が通院・入院する際、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなります。

また、市民税非課税世帯(世帯主と国民健康保険被保険者全員が非課税)の場合には、入院時の食事代も併せて軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成27年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

### ▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)

### 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者で市民税非課税世帯に属している方は、申請により通院・入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなり、食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成27年7月31日の認定証をお持ちの方で、8月以降も適用になる方には、7月中に新しい認定証を送ります。

### ▶申請に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- ▶問い合わせ 国民健康保険については保険年金課国保担当(内線271)、後期高齢者医療については同課医療担当(内線226)

## 後期高齢者医療制度に加入の被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日(土)に更新となることから、新しい保険証を7月中に送付します。医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割となります。

このうち、負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合は、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(金)までに保険年金課へ申請してください。

※8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

### ▶申請により負担割合が3割から1割となる場合

- 【同じ世帯に被保険者が2人以上】被保険者の平成26年中の収入合計額が520万円未満
- 【同じ世帯に被保険者が1人で次のいずれかに該当】
  - ①被保険者本人の平成26年中の収入額が383万円未満
  - ②①に該当しない方で、70～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の平成26年中の収入合計額が520万円未満

### ▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告の写しなど収入が確認できる書類
- ▶問い合わせ 同課医療担当(内線226)



## 70歳以上の国民健康保険加入者の皆さんへ

国民健康保険高齢受給者証が、8月1日(土)に更新となることから、新しい受給者証を7月中にお届けします。医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により2割または3割となります。このうち、負担割合が3割の方(課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者が同一世帯にいる方)で、次に該当する場合は、申請により負担割合が2割となりますので、7月31日(金)までに保険年金課へ申請してください。8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

昭和19年4月1日以前生まれの方の負担割合は、特例措置により2割が1割に据え置かれています。

- ▼申請により負担割合が3割から2割となる場合
  - 【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上】被保険者の平成26年中の収入合計額が520万円未満
  - 【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人】被保険者本人の平成26年中の収入額が383万円未満
  - 【同じ世帯に後期高齢者医療制度に加入している者がいる世帯の方】世帯の収入状況により2割となる場合があります。
- ▼申請に必要なもの
  - ・国民健康保険高齢受給者証
  - ・印鑑(朱肉を使用するもの)
  - ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類
- ▼問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271)